

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 参照条文

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

- 第十條 我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議において、対応措置（この項の規定による閣議決定に基づき主務大臣により行われ第六條第一項、第二十三條第四項、第二十四條第一項、第二十五條第四項、第四十八條第三項及び第五十二條の規定による措置をいう。）を講ずべきことを決定する。
- 2 政府は、前項の閣議決定に基づき同項の対応措置を講じた場合には、当該対応措置を講じた日から二十日以内に国会に付議して、当該対応措置を講じたことについて国会の承認を求めなければならぬ。
- 3 政府は、前項の場合に、衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めない。

- 第四（輸出の許可等）
 - 1 向地とする特定の平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして、政令で定める特定の地域の貨物の輸出を受け、なればならない。
 - 2 項の特定の地域は、前項の規定の確実な実施を図るため必要があるとき、同項の特定の種類の貨物の輸出を受け、義務を課すること以外、前項の規定の確実な実施を図るため必要があるとき、同項の特定の種類の貨物の輸出を受け、うとす者又は特定の前二項に定める場合のほか、特定の種類の若しくは特定の地域の仕向地とする貨物を輸出し、よ
 - 3 国民経済の健全な発展の取引により貨物を輸出しようとする者の対し、政令で定めると同項の特定の種類の貨物の輸出を受け、国際的な努力により、承認を受ける義務を課することができる。

麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）（抄）

- 第五（輸出）
 - 1 次に掲げる者でなければ、向精神薬を輸出してはならない。
 - 2 本邦から出国する者のうち、自己の疾病の治療の目的で向精神薬を携帯して輸出する者であつて厚生労働省令で定めるもの
 - 3 四（略）

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（抄）

第二條の次に掲げる貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産

業大臣の承認を受けなければならない。貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産

業大臣の承認を受けなければならない。貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産

業大臣の承認を受けなければならない。貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産

業大臣の承認を受けなければならない。貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産

業大臣の承認を受けなければならない。貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産

業大臣の承認を受けなければならない。貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産

業大臣の承認を受けなければならない。貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産

業大臣の承認を受けなければならない。貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産

業大臣の承認を受けなければならない。貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産

業大臣の承認を受けなければならない。貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産

業大臣の承認を受けなければならない。貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産

業大臣の承認を受けなければならない。貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産

業大臣の承認を受けなければならない。貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産

業大臣の承認を受けなければならない。貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産

業大臣の承認を受けなければならない。貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産

業大臣の承認を受けなければならない。貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産

業大臣の承認を受けなければならない。貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産

十五 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、特定金属（銀、金、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテリウムをいう。以下同じ。）及び特定金属を張つた金属並びにこれら及びディスプレイから成るものに限る。）

十六 携帯用のデジタル式自動データ処理機械（少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。）

十七 マイクホン及びそのスタンド、拡声器、ヘッドホン及びイヤホン、マイクホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波数増幅器並びに電気式音響増幅装置

十八 録音再生機、これに類する記録用の媒体（写真又は映画用のものを除き、録音その他これに類する記録をしたものを含む。）

十九 デオカメラ

二十 ラジオ放送受信機（無線電話又は無線電を受信することができ、ものを含む。）

二十一 テレビジョン受信機（カメラのものを除き、ビデオプロジェクター）

二十二 オモニ（オートバイのものを除く。）及びビデオプロジェクター

二十三 乗用自動車

二十四 ヨット（他のクルーズボート用の船舶及び力又）

二十五 写真機（一眼レフカメラ及び縮小機（映画用のものを除く。））

二十六 映画機、撮影機及び写真機

二十七 映画機、撮影機及び写真機

二十八 時計、腕時計、懐中時計、その他の携帯用時計（ストップウォッチを含む。）

二十九 楽器並びにその部分及び付属品

三十 万年筆

三十一 美術品、収集品及びこつとう

別表第五（第四条関係）

一 無償の救済品

二 総額の二〇万円以下のもので、商品見本又は宣伝用物品（別表第二欄に掲げる貨物のうち経済産業大臣が告示するもの）に該当するもの

三 国内郵便により送附され、且つ、受取人の個人的使用に供される身廻品、家庭用品、職業用具若しくは商業用具

四 外国貿易船又は航空機が自己の発着又は航行を安全にするために使用される機上装備用の機械及び器具並びに航空機の部分並びに航空機の発着又は航行を安全にするために使用される機上装備用の機械及び器具並びに

六 此らの部分品のうち、修理を要するものであつて無償で輸出するもの
 七 国立国会図書館が国際的交換の用に供する出版物
 八 本邦に派遣された外国の元使及びその家族並びにその従者に属する貨物
 九 本邦に派遣された外国の大使及び公使その他に準ずる館員の個人的使用に供される貨物並びに外国公館が送
 付する貨物その他これに準ずる施設をいう。以下同じ。の館員の個人的使用に供される貨物並びに外国公館が送
 九 本邦の公共的機関から贈与される勲章、賞はい、記章その他これに準ずるもの
 十 本邦の大使館、公使館、領事館その他の公共的機関に友好を目的として寄贈される貨物
 十一 本邦の公使館、公使館、領事館その他の公共的機関に友好を目的として寄贈される貨物
 十二 本邦の大臣が告示で定められた無償の輸出入の性質及び形状が変わつていないもの
 十三 本邦の大臣が告示で定められた無償の輸出入の性質及び形状が変わつていないもの
 十四 本邦の大臣が告示で定められた無償の輸出入の性質及び形状が変わつていないもの
 十五 無償で輸出入すべきものとして無償で輸出入した貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの

別表第六（第四条関係）

一時的に出国する者及び一時的に入国して	二	携帯用品
出国する者	一	職業用具
永住の目的をもつて出国する者（一時的に	二	職業用具
入国して出国する者を除く。）	三	引越荷物
船舶又は航空機の乗組員		本人の私用に供すると認められる貨物

備考

- 一 「携帯品」とは、手荷物、衣類、書籍、化粧品、身辺装飾用品その他本人の私用に供することを目的とし、かつ、必要と認められる貨物をいう。
- 二 「職業用具」とは、本人の職業の用に供することを目的とし、かつ、必要と認められる貨物をいう。
- 三 「引越荷物」とは、本人及びその家族が住居を設定し維持するために供することを目的とし、かつ、必要と認められる貨物をいう。

別表第七（第四条関係）

貨物の区分	金額
別表第二の一の三の項の中欄に掲げる貨物のうちアセトン、エチルエーテルその他の経	三〇万円
別表第二の二の二八、二九及び三二の項の中欄に掲げる貨物	一五万円
別表第二の二の二九、三一及び三三の項の中欄に掲げる貨物	五万円

四一別表第二の三〇及び三四の項の中欄に掲げる貨物

三万円